

横浜市消防団協力事業所表示制度について

1 概要

「横浜市消防団協力事業所表示制度」とは、横浜市長が認定する消防団活動に積極的に協力していただいている事業所や団体に対して、地域における事業所の社会貢献を広く認められるよう表示証（プレート）を交付するものです。

この表示証は、社屋への掲示、自社ホームページでの公表など、その取り組みを広く公表することができます。



表示証イメージ▶

2 認定基準

次のいずれかに該当する場合に、認定されます。

- (1) 複数の従業員が消防団員に入団している。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
- (3) 災害時等に事業所の資機材（訓練場所、水利等を含む）等を消防団に提供するなど協力している。
- (4) その他、消防団活動に協力していることにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長等が特に優良と認めるもの

3 申請方法

横浜市消防団協力事業所として認定を受けるためには、『横浜市消防団事業所表示申請書』をご記入の上、最寄りの消防署へ提出してください。

【横浜市消防団協力事業所認定フロー】



4 企業側のメリット

認定を受けた事業所などは、『消防団協力事業所』として認定され、表示証が交付されることにより、消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所などの信頼性の向上につながります。また、消防団協力事業所の認定は『横浜型地域貢献企業』の認定評価項目の一つに該当しています。

『横浜型地域貢献企業制度』は、横浜市民を積極的に雇用している、市内企業との取引を重視しているなど、地域を意識した経営を行うとともに、本業及びその他の活動を通じて、環境保全活動、地域ボランティア活動などの社会的事業に取り組んでいる企業等を、一定の基準の下に『横浜型地域貢献企業』として認定し、その成長・発展を支援する制度です。

認定を受けると、認定マークが付与されるほか、広報支援や低利の融資を受けることができます。

5 参考：政令指定都市の状況（令和3年1月1日現在）

政令市	認定事業所数	政令市	認定事業所数	政令市	認定事業所数
札幌市	39	新潟市	274	岡山市	20
仙台市	81	静岡市	71	広島市	44
さいたま市	41	浜松市	116	北九州市	74
千葉市	57	名古屋市	46	福岡市	139
東京都	356 (R2. 4. 1)	京都市	98	熊本市	35
川崎市	150	堺市	-	横浜市	144
相模原市	83	神戸市	52 (R2. 4. 1)		

6 横浜市各区の状況（令和3年1月1日現在）

行政区	認定事業所数	行政区	認定事業所数	行政区	認定事業所数
鶴見区	12	保土ヶ谷区	5	青葉区	8
神奈川区	7	旭区	4	都筑区	1
西区	6	磯子区	5	戸塚区	14
中区	18	金沢区	7	栄区	5
南区	19	港北区	7	泉区	5
港南区	12	緑区	2	瀬谷区	7

担当：横浜市消防局消防団課 向井、山本
 TEL：045-334-6403
 E-Mail：sy-shobodan@city.yokohama.jp